

令和元年度 第 1 回 香美市障害者自立支援協議会

日時 : 令和元年 8 月 5 日 (月) 14 : 00

場所 : 香美市役所本庁舎 3 階会議室 2

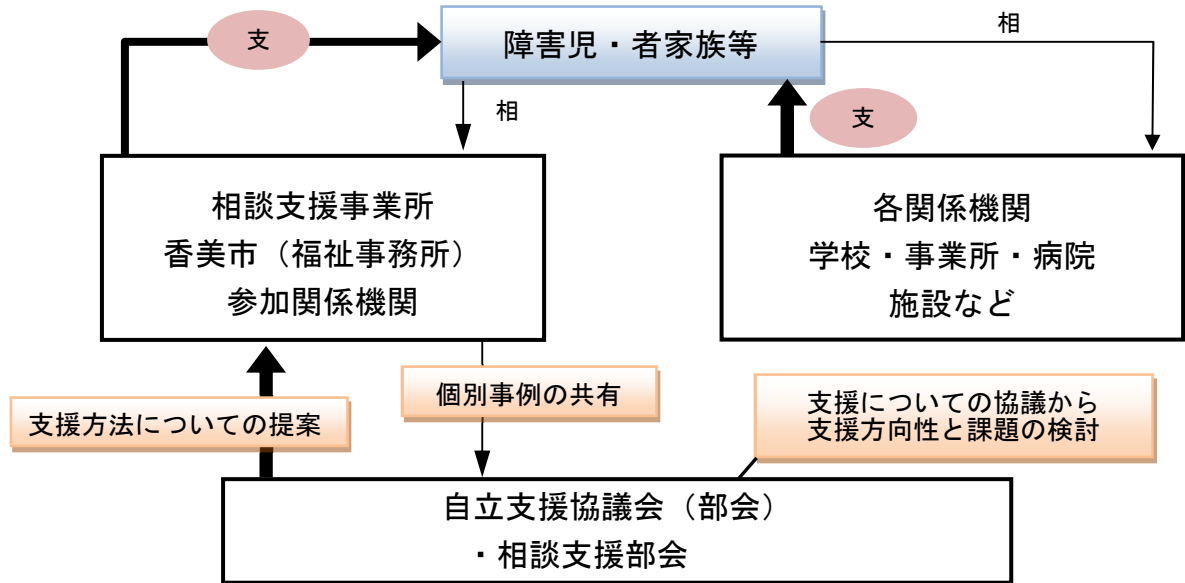
日 程

- 1 福祉事務所長あいさつ
- 2 自己紹介
- 3 役員の選任
- 4 会長挨拶
- 5 前回の障害者自立支援協議会（全体会）からの経過報告
- 6 議 事
 - （１）地域活動支援センター「香美」からの報告
 - （２）相談支援部会からの報告と本年度の取組み
 - （３）第３次香美市障害者福祉計画の取り組み状況について
 - （４）第５期香美市障害福祉計画・第１期障害児福祉計画の進捗について
 - （５）要綱改正について
- 7 その他
- 8 副会長あいさつ

香美市の目指す将来像と基本目標

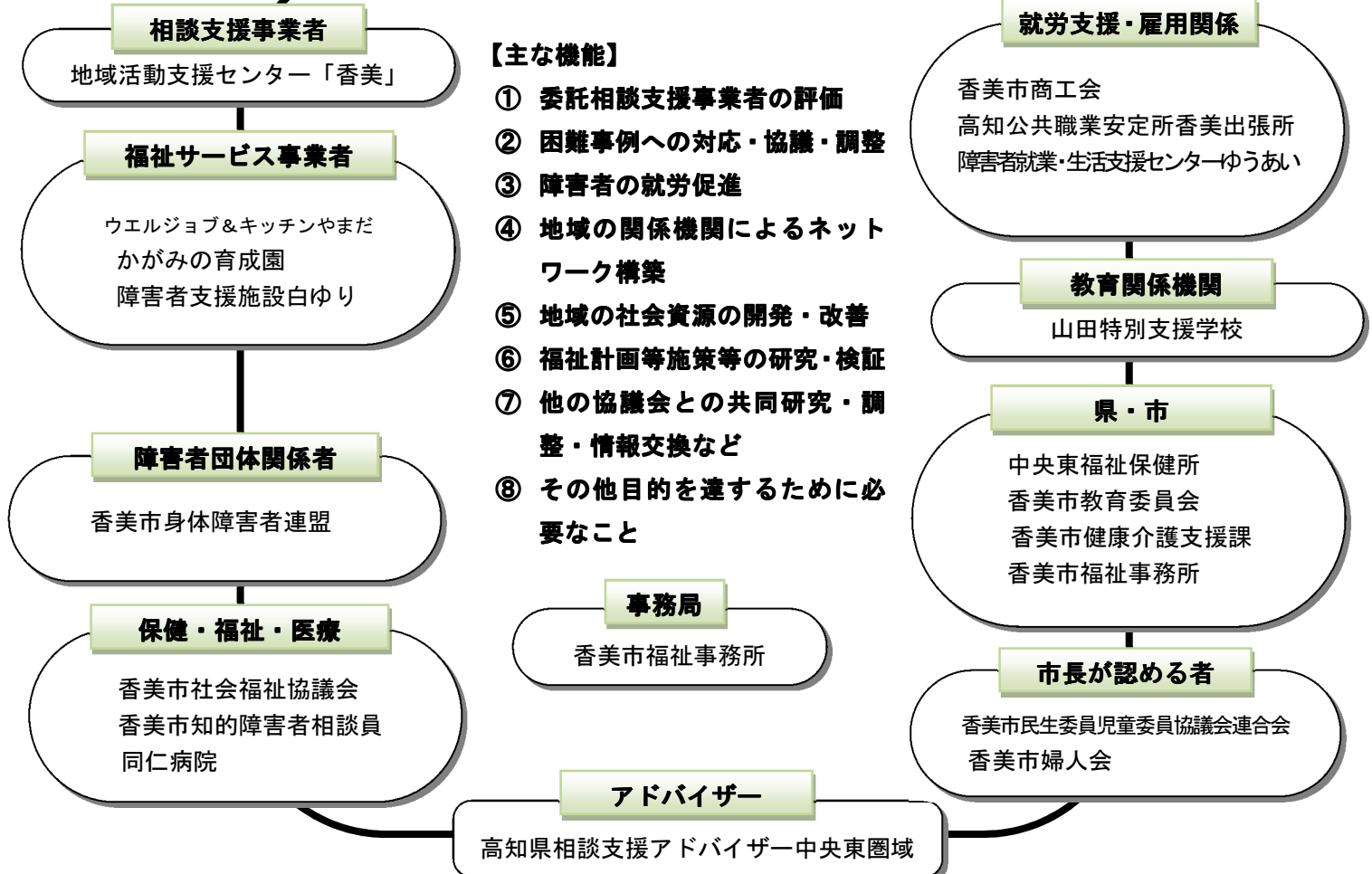


令和元年度
香美市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図



事例を通した機関連携やシステムについての課題提示

香美市自立支援協議会（全体会）



役員の選任

職 名	氏 名
会 長	
副会長	

前回の障害者自立支援協議会(全体会)からの経過報告

(1) 計画相談支援

計画相談支援の導入実績は下表のとおり、介護予防サービス計画（ケアプラン）の利用者を除き、全ての方が導入しております。

表 1－1 計画相談支援導入状況

	支給決定者数		計画相談支援	
	H30. 3. 31 時点	H 31. 3. 31 時点	H30. 3. 31 時点	H 31. 3. 31 時点
障害者	216	219	209 (96.8%)	213 (97.3%)
障害児	44	52	44 (100%)	52 (100%)

※平成 27 年度から障害福祉サービス支給決定時には計画相談支援の導入が必須

平成 31 年 4 月 1 日時点における市内指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者は、下表の 4 事業所であり、前年度から変更ありません。

表 1－2 指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者

事業所名	事業所の種類				指定年月日
	障害者	障害児	地域移行	地域定着	
地域活動支援センター「香美」	○	○	○	○	平成 24 年 4 月 1 日
指定特定相談支援事業所 白ゆり	○				平成 26 年 4 月 1 日
相談支援センター あななう	○	○			平成 27 年 3 月 1 日
特定相談支援事業所 ウエルジョブ相談支援センター	○				平成 30 年 4 月 1 日

市内指定特定相談支援事業所連絡会は、6 回開催しました。

表 1－3 指定特定相談支援事業所連絡会開催状況

実施日	協議内容
平成 30 年 5 月 30 日	H30 年度の報酬改定、H30 年度の連絡会の方向性について協議
平成 30 年 7 月 23 日	H29 年度の連絡会の反省、H30 年度連絡会の今後の方向性等について協議
平成 30 年 8 月 27 日	事例検討
平成 30 年 10 月 29 日	相談サービスの加算について意見交換
平成 30 年 12 月 17 日	事例検討
平成 31 年 2 月 18 日	香美市内の福祉サービス事業について意見交換、令和元年度連絡会の方向性等について協議

（２）手話奉仕員養成研修

前年度の入門課程を修了した 28 名を対象として、南国市・香南市・香美市の合同で手話奉仕員養成研修事業を開催した。事業の委託先は、前年度同様「社会福祉法人 小高坂更正センター」です。

表 1－4 手話奉仕員養成研修実施結果

講習のレベル	受講人数	修了人数	開催回数	事業費＊
基礎課程	27 名（15 名）	20 名（14 名）	25 回	407,884 円
（参考）入門課程（前年度事業）	45 名（23 名）	28 名（15 名）	20 回	369,464 円

＊ 3 市合計の支出額（香美市の支出額は、135,961 円）

修了者のうち、12 名（6 名）は、高知県主催の手話通訳者養成講座Ⅰを受講中です。今後は、手話通訳者養成講座を 3 年間受講し、令和 3 年 12 月に実施される「全国手話通訳者統一試験」を受け、合格すれば、通訳者として県に登録されます。

また、修了者については、地域の手話サークル等の利用の紹介や、地域ボランティア活動の協力を依頼していきます。

本年度は、香南市と共同で、本研修修了者に対するフォローアップとして、高知県聴覚障害者協会に講師の派遣を依頼し、年 3 回程の手話教室を開催する予定です。

（３）香美市障害者虐待防止センターからの報告

平成 30 年度における障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等は、下表のとおりです。

平成 31 年 2 月 19 日に、香美市障害者虐待防止等連絡協議会を開催しました。高知県高齢者・障害者権利擁護専門家チーム派遣事業の説明及び障害者虐待に係る相談、認定状況を報告しました。

表 1－5 障害者虐待等の通告、認定状況

種別	通告数	認定数
養護者による障害者虐待	3 件	1 件
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	1 件	0 件
使用者による障害者虐待	0 件	0 件
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない相談への対応	1 件	0 件
虐待等による死亡事例	0 件	0 件

（４）成年後見制度利用の促進について

地域包括支援センターと共同で、権利擁護事業支援学習会を企画し、成年後見人制度の理解と利用促進に取り組んでいます。学習会は、4 月、7 月、10 月、12 月の 4 回開催する予定です。4 月の学習会では、「成年後見人等の業務」と題して、高知弁護士会から弁護士を講師として招き、成年後見人制度について学習しました。

議題

議題1 地域活動支援センター「香美」からの報告

(1)平成30年度 相談支援事業報告

事業目的 障害児者、保護者又は介護を行う者からの相談に応じ必要な情報の提供などの便宜を供与することや、サービス等利用計画作成及び権利擁護のために必要な援助を行うことで、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

事業実績

表2-1 相談者数(実人数)

	身体	重心	知的	精神	発達	高次機能	その他	児童	合計
平成30年度	27	0	97	166	9	2	4	64	369
平成29年度	22	0	50	154	20	5	4	71	326

表2-2 支援方法(延べ件数)

	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
平成30年度	30	100	26	140	5	38	257	17	613
平成29年度	18	140	21	154	1	30	164	31	559

表2-3 相談内容(延べ件数)

	福祉サービス 利用	障害や病気の 理解	健康 医療	不安の 解消	保育 教育	家族・人間 関係	家計 経済	生活 技術	就労	社会参加・ 余暇	権利 擁護	その他	計
平成30年度	214	3	60	21	7	36	16	96	179	10	9	19	670
平成29年度	175	2	36	37	23	41	11	90	95	30	11	49	600

現状報告

- 1 相談者の傾向としては、精神障害や児童の発達障害についての相談が年ごとに増加の傾向にある。児童に関しては今後も増加傾向が予想され、計画相談として受け入れ増の体制を今後とって行きたい。
- 2 委託相談はそのニーズを受けて、福祉サービスの利用等、計画相談へとつなげていったことから、委託相談として対応する件数自体は減少傾向にある。
その分計画相談が増加している。
- 3 支援の方法としては、行政機関等、関係機関からの紹介が圧倒的に多く、相談支援部会等での機関同士の連携が効果を発揮している。
- 4 相談内容に関しては、福祉サービスの利用に関する件数が多く、福祉サービスに関する日常的な情報発信が求められている。
- 5 福祉サービスの利用について多いのは就労に関する相談となっている。障害者の就労を受け入れる事業所の開拓や就労支援事業所との連携がさらに求められている。

H30年度 課題

- 1 一般相談数が障害児を中心として年毎に増加している。この背景には高次機能・発達障害・精神障害など障害の種別が多岐にわたってきたことがあげられる。

H31年度 課題

- 1 利用者増にむけて事業所の体制強化をおこなう。
- 2 相談内容に多くの課題・問題点が内在するケースが多くなり、事業所職員の資質向上もさることながら、他の専門機関との連携が必要であり強化していく。

(2) 平成30年度 地域活動支援センター事業報告

地域活動支援事業目的

障害児者が生活をする地域で、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行うとともに、引きこもりの方や地域社会との繋がりが無い方及びその家族が安心して利用できる居場所を提供することで、本人及び家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

地域活動支援事業

表2-4 登録者実人数（平成31年3月31日現在）

	内 訳						計
	身体	知的	精神	発達	高次脳	児童	
平成30年度	1	9	12	2	1	0	25
平成29年度	1	11	14	3	3	0	32

表2-5 利用者数 年間 延べ人数

H30年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	97	123	94	93	81	64	91	84	83	72	77	78	1,037
開所日	20	21	21	20	21	18	22	21	19	19	19	20	241
1日平均	4.85	5.86	4.48	4.65	3.86	3.56	4.14	4.00	4.37	3.79	4.05	3.90	4.30
H29年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	107	152	155	130	151	121	143	109	114	99	118	106	1,505
開所日	20	19	22	20	22	20	21	19	20	19	19	22	243
1日平均	5.35	8.00	7.05	6.50	6.86	6.05	6.81	5.74	5.70	5.21	6.21	4.82	6.19

活動内容

創作活動：折り紙教室、カレンダーづくり、手芸、アート作品づくり、硬筆、書道
 余暇活動：カラオケ、スポーツレクリエーション、パズル、DVD鑑賞、ガーデニング等
 クッキング：昼食づくり、おやつづくり
 座 学：SST、ロールプレイ、衛生管理（歯磨きやみだしなど）
 行 事：スポーツ大会、スピリットアート、交流会、ランチの会
 作 業：ビール瓶へのラベル貼り

現状報告

- 活動環境（室内スペース及び周囲の自然環境等）は良くなり、散歩などがしやすくなり、安全に活動ができるようになった。
- 立地的に公共施設の利用がしづらいため、現地での集合という形をとることが、結果的により社会資源の活用を促す形となった。
- 室内活動のスペースが広いと、個々の状態に応じた参加の形がとれはじめた。
- 初めての事にも興味が高く、ドミノ、硬筆、読書など新しい活動を展開し、集中した取り組みができた。
- 利用者同士の交流が増え、相手を気遣う気持ちなどの成長が見られる。
- 身近な相談場所になっており、必要に応じて計画相談につながりもあつた。
- 利用者数が年々減少。今後も広報活動や活動プログラムの充実を図っていく必要がある。
- 気軽に足を運ぶという立地条件ではないため、県住の入り口までも市バスが通るようになると利用者増や社会資源の利用につながるのではないかと。
- 作業活動として、ビール瓶へのラベル貼りを週3日行うことで、就労に向けての意識を高める取り組みを行った。

今年度の課題

- 登録者実人数ならびに年間利用者数が年次毎に減少している。
- 精神障害や高次機能障害など障害種別が年次毎に増加している。

来年度の課題

- 利用者増加にむけての各種取り組みを行っていく。
- 障害別に合わせた個別プログラムや個別支援プログラムを作成し効果的な支援を行う。

議題2 相談支援部会からの報告と本年度の取組み

1 構成

高知県中央東福祉保健所、同仁病院、香美市社会福祉協議会、香美市健康介護支援課、香美市福祉事務所、地域活動支援センター「香美」

2 目的

支援の連携を円滑に進めるために、参加各機関が知恵を出し合う。

各関係機関の情報共有と事例検討を行い、それを蓄積し、地域課題の抽出を行う。

3 平成 30 年度の取り組み

各関係機関の間で情報の共有を中心とした事例報告等を行っていく「情報共有定例会」と、事例検討等により支援についての課題を整理していく「相談支援部会」を開催し、個別課題と地域課題の整理を行い、その蓄積をもとに、障害者を巡る地域課題を抽出し検討を行った。

表 3－1 情報共有定例会・相談支援部会開催結果（H30.4～H31.3）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
情報共有定例会	○	○	○		○	○		○	○		○	○
相談支援部会*				○			○			○		

*平成 31 年度からは、「事例検討会」と名称を改めた。

4 相談支援部会の実施結果

- (1) 情報共有定例会で報告された事例報告をもとに、相談支援部会で事例検討として掘り下げるにより、事例がもつ課題をより明確にすることができるようになった。
- (2) 障害者が地域生活を継続するためには、障害福祉に関わる各関係機関の連携だけではなく、生活全般に関する各支援機関（例：生活保護や教育関係部署など）及び支援者（例：アパートや借家の大家等）をも含めた連携を検討していくことが重要な課題として認識された。
- (3) 障害者の就労を継続的に支援していくために、個々の障害者がもつ特性の理解を深めることや、福祉事務所による支援（研修会の開催）などについても、今後検討していく必要があることが認識された。
- (4) 各関係機関参加による部会を定期的に行うことで、連携の輪が強まり、新たな事例などに対して、効率的・効果的な対応を行うことができた。
- (5) 平成 30 年 3 月に策定した、「相談支援部会の今後のあり方」について、再度検証を行い、さらにバージョンアップした相談支援部会のあり方を検討した。

5 令和元年度の取り組み（案）

各関係機関の間で情報の共有を中心とした「情報共有定例会」を8回、事例検討等により支援についての課題を整理していく「事例検討会」を4回実施する。

特に、「情報共有定例会」にて、地域移行支援、地域定着支援についての勉強会を実施し、参加機関の理解と連携を深め、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」に向けての取り組みを開始する。

議題3 第3次香美市障害者福祉計画の取り組み状況について

(1) 香美市障害者計画（H30-R5）施策体系

下表4-2に示す5目標 14 部門 32 施策（総称）69 施策（具体）で構成されており、平成30年度の実施結果の詳細は、別添「第3次香美市障害者福祉計画施策評価シート」のとおり。

計画全体での自己評価の結果は、表4-1のとおりで、全73の取り組みのうち、「十分達成」「概ね達成」が約84%となっています。

表4-1 第3次香美市障害者福祉計画の平成30年度取り組み結果自己評価

	十分達成	概ね達成	不十分	未実施	事業完了	事業廃止
目標1	1	8	1	0	0	0
目標2	4	9	1	1	0	0
目標3	1	8	0	1	0	0
目標4	1	11	1	0	0	0
目標5	1	17	4	3	0	0
計	8	53	7	5	0	0

表4-2 香美市障害者計画（H30-R5）施策体系

<基本目標>	<部門>	<施策の総称>	<具体的な施策>
1 お互いが認めあい、支えあう地域社会の実現をめざして	1 障害に対する理解や配慮の促進	(1)啓発活動の推進	① 意識啓発の推進 ② 人権啓発の推進
		(2)福祉教育・人権教育の推進	① 学校教育における福祉教育の充実 ② 人権教育の推進 ③ 地域における福祉教育の充実 ④ 市職員の福祉に対する意識の高揚
	2 障害のある方の尊厳の保持	(1)権利擁護制度の利用促進	① 権利擁護制度の周知
		(2)障害を理由とする差別解消の推進 (3)虐待の早期発見・防止対策の推進	① 障害者差別解消法の推進 ① 障害者虐待防止の推進
2 こどもの成長に応じた支援の仕組みづくりをめざして	1 障害の早期発見・早期療育の推進	(1)障害の早期発見・相談支援の充実	① 子育て世代包括支援センター ② 訪問・相談支援 ③ 乳幼児健康診査 ④ のびのび相談室
		(2)早期療育の支援	① 早期療育の充実
	2 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実と支援が継続する体制づくり	(1)障害のある児童への保育と特別支援教育の充実	① 保育環境の充実 ② 保育職員の資質向上 ③ 特別支援保育コーディネーターの配置 ④ 教育環境の充実 ⑤ 学校教職員の資質向上 ⑥ 家庭との連携強化
		(2)支援が継続する体制づくり	① 関係機関との連携による一貫性の確保 ② 香美市教育支援ファイルの作成 ③ 庁内連携の体制整備
		(3)医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援	① 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の整備

＜基本目標＞	＜部門＞	＜施策の総称＞	＜具体的な施策＞
3 生涯を支える健康づくり・医療をめざして	1 健康づくりの推進	(1)健康づくり事業の推進	① 健康相談事業 ② こころの健康づくり
		(2)スポーツ・レクリエーションの振興	① スポーツ・レクリエーションの普及
		(3)保健・医療活動の推進	① 医療体制の充実 ② 難病の方への支援
	2 医療・障害の軽減への支援	(1)経済的負担の軽減	① 自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)の給付 ② 福祉医療の給付
		(2)福祉用具の普及促進と利用支援	① 日常生活用具の給付 ② 補装具の給付
4 いきいきと社会参加できるまちをめざして	1 社会参加の促進	(1)日中活動や芸術・文化・余暇活動の充実	① 活動・発表の場の確保 ② 余暇活動への支援 ③ 地域活動支援センター事業の実施・充実 ④ 居場所づくりの支援
		(2)移動手段の確保と参加機会の拡充	① 移動の支援 ② 自動車運転免許取得・改造費への助成 ③ 福祉タクシー利用券の交付 ④ 選挙における投票者への配慮 ⑤ 公共交通機関の運賃割引制度等の周知
		(3)障害者団体の活動支援	① 障害者団体や自主グループ等の活動支援
	2 就労支援の充実	(1)一般就労の拡大	① 障害者雇用の促進
		(2)雇用・就労の支援	① 関係機関との連携による就労支援 ② 物品等の優先調達の推進
5 住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるまちをめざして	1 総合的な相談支援体制の充実	(1)相談支援体制の充実	① 障害者相談支援事業の充実 ② 身体障害者相談員、知的障害者相談員の体制整備 ③ ケアマネジメント※体制の充実
		(2)障害者自立支援協議会の体制強化	① 香美市障害者自立支援協議会の運営
	2 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実	(1)情報提供の充実	① 障害に応じた情報提供の充実
		(2)コミュニケーション支援	① コミュニケーション支援体制の整備
	3 生活支援の充実	(1)障害福祉サービスの充実	① 障害福祉サービスの充実 ② 苦情解決体制の推進
		(2)年金や各種手当等経済的制度的周知	① 年金制度・各種手当制度等の周知 ② 税制度等の周知
	4 住民参加の促進	(1)地域での支えあいの仕組みづくりとボランティア活動の推進	① ボランティアの育成 ② ボランティア、NPO等の活動支援
	5 住みよさを支える快適な環境の整備	(1)住居の改善	① 住宅改修・住宅改造の推進 ② 公営住宅のバリアフリー化
		(2)建築物・道路等のバリアフリー化の推進	① 公共施設の整備 ② 道路等のバリアフリー化の推進
	6 安心・安全な環境の整備	(1)防災対策の推進	① 家具転倒防止対策の推進 ② 災害時の要配慮者対策の推進 ③ 福祉避難所の指定・確保
		(2)消防・救急体制の充実	① 新たな通報システムの整備(Net119 の導入)
		(3)防犯・交通安全対策の推進	① 防犯知識の普及等 ② 交通安全教育の充実 ③ 「心のバリアフリー」の普及

議題4 第5期香美市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗について

1 令和2年度末の目標に向けての達成状況と今後の方針

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標である地域生活移行者1名については、未達成の状況です。

平成30年1月末で施設退所が1名あったものの、病院への入院が理由でした。

目標達成に向けての効果的且つ具体的な手段が見当たらない状況にあります。引き続き、訪問系、通所系サービス及び地域生活支援事業を活用しながら、地域生活移行に向けて支援していく予定です。

表5-1 福祉施設の入所者の地域生活移行状況

項目	数値等 (目標値、設定値)	達成状況		
		H30	R1(暫定)	R2
H28年度末時点の施設入所者数	47人			
H29年度末時点の施設入所者数	46人			
地域生活移行者数	1人	1人*	1人	—
新たな施設入所支援利用者数	1人	2人	1人	—
R2年度末の入所者数	46人	47人	47人	—
施設入所者数の削減見込み	1人			

* 援護市町村は、他市町村（居住地特例による）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標としては、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置となっていますが、平成30年度末時点では、未達成の状況です。

今後の方針としては、議案2にありました相談支援部会で実施する地域移行支援、地域定着支援の勉強会の結果を受けて、取り組みへの具体的な協議が開始できるようになれば、専門部会を設置するなどし、対象者数の調査や地域アセスメント（地域の資源など現状把握）、地域ビジョン（地域のあるべき姿）の設定を協議していきます。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目標としては、近隣自治体と共同で1ヶ所の整備することとなっていますが、平成30年度末時点では、未達成の状況です。

今後の方針としては、上記(2)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」と同様に相談支援部会で実施する地域移行支援、地域定着支援の勉強会の結果を受けて、整備に向けて取り組んでいきます。

同時に、成年後見人制度の利用促進を図っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標である年間の一般就労移行者数 1 名は達成できませんでしたが、就労移行支援事業利用者数は、目標値を大きく上回っています。

今後も引き続き、就労系サービスを利用して、一般就労に向けて、支援していきます。

表 5－2 一般就労に向けての取組み状況

項目	数値等 (目標値、設定値)	達成状況		
		H30	R 1 (暫定)	R 2
平成 28 年度の年間一般就労移行者数	2 人			
令和 2 年度の年間一般就労移行者数	2 人	0 人	1 人	—
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数	1 人			
令和 2 年度末の就労移行支援事業利用者数	1 人	7 人	7 人	—

(5) 障害のある児童に対する支援の提供体制の整備等

平成 30 年度は、特に進捗はありませんでしたが、本年度は、議案 5 で提案するとおり、障害児通所支援事業所からの委員参加を目指します。

また、今後、医療的ケア児の支援体制の整備については、引き続き対象児童の数や状態等の把握に努めると共に、国、県の動向について情報収集する。

① 障害福祉サービスの利用者数

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間 ／月	見込値	508	503	503	403	413	423
2			実績値	445	357	317	349		
3		人 ／月	見込値	43	42	42	29	30	31
4			実績値	39	36	29	25		
5									
6	短期入所 (ショートステイ)	人日 ／月	見込値	119	120	120	94	104	114
			実績値	84	96	84	67		
		人 ／月	見込値	20	21	22	15	16	17
			実績値	14	19	14	12		
7	療養介護	人／月	見込値	9	9	9	9	9	9
			実績値	9	9	9	9		
8	生活介護	人日 ／月	見込値	1,751	1,791	1,825	1,822	1,845	1,891
			実績値	1,744	1,662	1,700	1,727		
		人 ／月	見込値	87	89	91	86	87	89
			実績値	87	82	85	87		
9	施設入所支援	人 ／月	見込値	50	50	50	45	46	46
			実績値	47	48	47	47		
10	自立訓練 (機能訓練)	人日 ／月	見込値	22	0	0	23	23	23
			実績値	16	46	46	17		
		人 ／月	見込値	1	0	0	1	1	1
			実績値	1	2	2	1		
11	自立訓練 (生活訓練)	人日 ／月	見込値	34	11	23	198	197	155
			実績値	83	92	89	146		
		人 ／月	見込値	2	1	1	9	9	7
			実績値	9	7	4	7		
12	就労移行支援	人日 ／月	見込値	23	21	3	21	21	21
			実績値	23	23	20	57		
		人 ／月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	3		
13	就労継続支援 (A型=雇用型)	人日 ／月	見込値	449	451	453	428	428	434
			実績値	552	564	428	383		
		人 ／月	見込値	21	21	21	23	23	23
			実績値	28	29	23	20		
14	就労継続支援 (B型=非雇用型)	人日 ／月	見込値	769	761	761	597	620	640
			実績値	745	790	562	614		
		人 ／月	見込値	42	41	41	32	33	34
			実績値	43	43	32	36		
15	共同生活援助 (グループホーム)	人 ／月	見込値	40	39	40	42	44	44
			実績値	39	41	43	45		
16	自立生活援助	人 ／月	見込値				0	1	1
			実績値				0		
17	就労定着支援	人 ／月	見込値				0	1	1
			実績値				0		

※1) 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス

② 相談支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度
1	計画相談支援	人 ／月	見込値	27	27	30	30	30	30
			実績値	22	26	30	37		
2	地域移行支援	人 ／月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	0		
3	地域定着支援	人 ／月	見込値	0	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0		

③ 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	有		
2	自発的活動支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	無	無	無	無		
3	相談支援事業	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	1		
4	成年後見制度利用支援事業	実施の有無	見込値	有	有	有	有	有	有
			実績値	無	無	無	有		
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	見込値				有	有	有
			実績値				無		
6	意思疎通支援事業	実人数 ／年	見込値	38	38	37	40	40	40
			実績値	61	34	50	27		

7 日常生活用具給付等事業

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度
①	介護・訓練支援用具	件 ／年	見込値	3	3	3	2	2	2
			実績値	1	0	1	0		
②	自立生活支援用具	件 ／年	見込値	4	4	4	2	2	2
			実績値	1	2	1	1		
③	在宅療養等支援用具	件 ／年	見込値	6	6	6	3	3	3
			実績値	3	1	3	6		
④	情報・意思疎通支援用具	件 ／年	見込値	6	6	6	6	6	6
			実績値	4	8	5	6		
⑤	排泄管理支援用具	件 ／年	見込値	640	650	660	780	790	800
			実績値	735	750	776	761		
⑥	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件 ／年	見込値	2	2	2	1	1	1
			実績値	0	0	0	1		

No.	事業名	単位		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
				平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
8	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	見込値				実施	実施	実施
			実績値			実施	実施		
9	移動支援事業	延時間／年	見込値	600	620	640	730	750	770
			実績値	685	786	677	937		
		実人数／年	見込値	11	13	15	12	14	16
			実績値	11	13	10	16		
10	地域活動支援センター	箇所	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	1		
		実人数／年	見込値	26	28	30	30	30	30
			実績値	25	25	32	25		
11	日中一時支援	箇所	見込値	5	5	5	12	12	12
			実績値	11	12	13	11		
		実人数／年	見込値	7	8	9	6	7	7
			実績値	7	5	5	4		
12	声の広報等発行	実人数／年	見込値	10	12	13	4	4	4
			実績値	7	6	5	3		
13	自動車運転免許取得・改造助成	実人数／年	見込値	2	2	2	3	3	3
			実績値	2	5	0	2		
14	障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	見込値				実施	実施	実施
			実績値				実施		

④ 障害児通所支援の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位		第4期障害福祉計画			第1期障害児福祉計画		
				平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度
1	児童発達支援	人 ／月	見込値	14	17	15	11	11	11
			実績値	14	15	12	12		
		人日 ／月	見込値	59	62	58	36	36	33
			実績値	43	43	41	49		
2	医療型児童発達支援	人 ／月	見込値	3	3	3	0	0	0
			実績値	2	0	0	0		
		人日 ／月	見込値	9	9	9	0	0	0
			実績値	4	0	0	0		
3	放課後等デイサービス	人 ／月	見込値	18	18	20	52	54	54
			実績値	27	34	53	33		
		人日 ／月	見込値	130	130	144	368	414	450
			実績値	155	234	310	440		
4	保育所等訪問支援	人 ／月	見込値	16	21	23	2	2	2
			実績値	4	7	4	0		
		人日 ／月	見込値	16	21	23	2	2	2
			実績値	4	7	4	2		
5	居宅訪問型児童発達支援	人 ／月	見込値	-	-	-	0	1	1
			実績値	-	-	-	0		
		人日 ／月	見込値	-	-	-	0	1	1
			実績値	-	-	-	0		

※1) 人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

⑤ 障害児相談支援の見込量

No.	サービス名	単位		第1期障害児福祉計画		
				平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度
1	障害児相談支援	人 ／月	見込値	11	11	11
			実績値	13		

議題5 香美市障害者自立支援協議会設置要綱の改正について

(1) 趣旨

これまで、設置要綱第1条にある目的には、障害児の自立生活を支援していくこともうたわれていましたが、障害児通所支援事業所が市内になかったことから、香美市障害者自立支援協議会の組織機関として障害児通所支援事業所が位置づけられていませんでした。

こうした中、平成29年3月1日指定を受けた放課後等デイサービス事業者が香美市にできましたので、要綱を改正することで、こうした機関からの参加も可能とするものです。

(2) 香美市障害者自立支援協議会設置要綱を改正する改め文ほか

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「障害」の次に「児（」を、「者」の次に「）」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 障害児通所支援事業所

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

(1) 委託相談支援事業所

(2) 障害福祉サービス提供事業所

(3) 障害児通所支援事業所

~~(3)~~ (4) 障害児（者） 団体等関係者

~~(4)~~ (5) 保健、福祉及び医療関係機関

~~(5)~~ (6) 就労支援及び雇用関係機関

~~(6)~~ (7) 教育関係機関

~~(7)~~ (8) 県及び市行政関係部署等

~~(8)~~ (9) その他市長が必要と認める機関等

香美市障害者自立支援協議会委員名簿

番号	機関名等	委員職名	委員氏名	郵便番号	連 絡 先	電話番号	備 考(FAX)
1	地域活動支援センター「香美」	管理者	岡田 幹夫	782-0036	香美市土佐山田町1689-1	53-7077	52-8088
2	ウエルジョブ&キッチンやまだ	管理者	脇川 慎太郎	782-0035	香美市土佐山田町百石町1-14-9	57-2099	57-2044
3	かがみの育成園	園長	濱田 明	782-0051	香美市土佐山田町楠目3660	53-2174	53-2175
4	障害者支援施設 白ゆり	サービスマネージャー	西尾 悠平	782-0016	香美市土佐山田町山田1192	52-4131	52-1167
5	香美市身体障害者連盟	会長	福島 富雄	782-0031	香美市土佐山田町東本町5丁目6番4号	090-3183-7745	
6	香美市社会福祉協議会	会長	弘末 俊郎	782-0041	香美市土佐山田町262-1	53-5800	53-5470
7	香美市知的障害者相談員		秋友 英稔	782-0072	香美市土佐山田町有谷81	52-3002	52-3002
8	同仁病院	相談員	横川 貴恵	782-0035	香美市土佐山田町百石町2-5-20	53-3155	53-3096
9	香美市商工会	副会長	石川 祐一	782-0034	香美市土佐山田町宝町2丁目2番27号	53-4111	53-4113
10	高知公共職業安定所香美出張所	所長	氏原 博之	782-0033	香美市土佐山田町旭町1-4-10	53-4171	53-2291
11	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	就業支援担当	高橋 佳宏	783-0005	南国市大堀乙2305	088-854-9111	088-854-9112
12	高知県立山田特別支援学校	副校長	芝野 稔	782-0016	香美市土佐山田町山田1361	52-2195	52-0031
13	高知県中央東福祉保健所	所長	武田 良二	782-0016	香美市土佐山田町山田1128-1	53-3173	52-4561
14	香美市教育委員会	指導主任	岡崎 由佳	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	53-1081	57-0123
15	香美市健康介護支援課	保健師	畑山 清香	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	52-9282	53-1094
16	香美市福祉事務所	所長	中山 泰仁	782-8501	香美市土佐山田町宝町1-2-1	53-3117	53-1094
17	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中 博通	782-0041	香美市土佐山田町262-1(社協内)	53-5800	53-5470
18	香美市婦人会	副会長	吉本 悦子	781-4216	香美市香北町萩野68番地	59-2496	59-2496

《アドバイザー》

番号	機関名等	職 名	氏 名	郵便番号	連 絡 先	電話番号	備 考(FAX)
	高知県相談支援アドバイザー		住友 芳美	781-5452	香南市香我美町下分684-1 地域活動支援センターあけぼの	57-7180	57-7181

《事務局》

担当部署	職 名	担当者氏名	住 所	電話番号	備 考(FAX)
香美市福祉事務所	社会福祉班長	萩野 貴子	香美市土佐山田町宝町1-2-1	53-3117	53-1094
	社会福祉係技幹	福留 史			
	社会福祉係主幹	近藤 健史			

番号	機関名等	新(H31.4.1～)		旧(～H31.3.31)	
		委員職名	委員氏名	委員職名	委員氏名
1	地域活動支援センター「香美」	管理者	岡田 幹夫	管理者	岡田 幹雄
2	ウエルジョブ&キッチンやまだ	管理者	脇川 慎太郎	管理者	北岡 昭博
3	かがみの育成園	園長	濱田 明	園長	濱田 明
4	障害者支援施設 白ゆり	サービス管理責任者	西尾 悠平	サービス管理責任者	西尾 悠平
5	香美市身体障害者連盟	会長	福島 富雄	会長	岩越 孝明
6	香美市社会福祉協議会	会長	弘末 俊郎	会長	弘末 俊郎
7	香美市知的障害者相談員		秋友 英稔		秋友 英稔
8	同仁病院	相談員	横川 貴恵	相談員	横川 貴恵
9	香美市商工会	副会長	石川 祐一	副会長	石川 祐一
10	高知公共職業安定所香美出張所	所長	氏原 博之	所長	町田 由季
11	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	就業支援担当	高橋 佳宏	就業支援担当	高橋 佳宏
12	高知県立山田特別支援学校	副校長	芝野 稔	副校長	田中 信一
13	高知県中央東福祉保健所	所長	武田 良二	所長	田上 豊資
14	香美市教育委員会	指導主任	岡崎 由佳	指導主任	岡崎 由佳
15	香美市健康介護支援課	保健師	畑山 清香	保健師	籠尾 志保
16	香美市福祉事務所	所長	中山 泰仁	所長	佐竹 教人
17	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	山中 博通	会長	山中 博通
18	香美市婦人会	副会長	吉本 悦子	副会長	吉本 悦子

○香美市障害者自立支援協議会設置要綱

平成27年3月25日

告示第57号

改正 平成29年3月22日告示第39号

香美市障害者自立支援協議会設置要綱（平成19年香美市告示第115号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害者団体等関係者
- (4) 保健、福祉及び医療関係機関
- (5) 就労支援及び雇用関係機関
- (6) 教育関係機関
- (7) 県及び市行政関係部署等
- (8) その他市長が必要と認める機関等

（構成等）

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

- 2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
- 3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 全体会の委員は、再任することができる。
- 5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

（全体会）

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

（秘密の保持）

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第39号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。